

福島県介護事業者指定等要綱

制定：平成 31 年 4 月 1 日
改正：令和 3 年 4 月 1 日
改正：令和 5 年 4 月 1 日
改正：令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成 10 年 12 月 24 日政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）及び福島県介護保険法施行細則（平成 12 年 4 月 1 日福島県規則第 132 号。以下「細則」という。）に規定するもののほか、福島県知事が行う指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

第 2 条 指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定又は介護保険施設の指定等の申請は、指定（許可）申請書（別記様式第 1 号）及び書類を指定を受ける予定月の前々月の 20 日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、指定居宅サービス事業者等の指定及び介護保険施設の指定等を、毎月 1 日に行うものとする。

(特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第 3 条 特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとする者は、特定施設入居者生活介護利用定員増加申請書（別記様式第 1 号の 2）及び書類を変更しようとする 30 日前までに、知事に提出するものとする。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出)

第 4 条 指定居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出（保険医療機関若しくは保険薬局の指定があったとき又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可があったときにみなされる居宅サービスの指定を不要とする旨の申出）をしようとする者は、指定を不要とする旨の申出書（別記様式第 2 号）により、知事が別に指定する日までに、知事に提出するものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の指定等に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、変更届出書（別紙様式第 3 号）及び書類を、変更した日から 10 日以内に、知事に提出するものとする。

2 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の再開の届出は、再開届出書（別記様式第 3 号の 2）を再開した日から 10 日以内に、知事に提出するものとする。

3 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の廃止又は休止しようとするときは、廃

止（休止）届出書（別記様式第4号）を、その廃止又は休止の日の一月前までに、知事に提出するものとする。

（指定の辞退の届出）

第6条 指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出は、指定辞退届出書（別記様式第5号）により、一月以上の予告期間を設けて、知事に提出するものとする。

（共生型居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出）

第7条 法第72条の2第1項及び第115条の2の2第1項の規定による共生型居宅サービス事業者等の特段の申出は、共生型（介護予防）サービスの指定を不要とする旨の申出書（別記様式第5号の2）を、指定居宅サービス事業者等の指定申請時に知事に提出するものとする。

（介護老人保健施設の開設許可事項の変更）

第8条 介護老人保健施設の敷地の面積及び平面図等の変更の許可を受けようとする者は、介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書（別記様式第6号）を、許可を受けようとする10日前まで（建物の構造設備の変更を伴う場合は、変更工事の30日前まで）に知事に提出するものとする。

（介護老人保健施設の管理者の承認申請）

第9条 医師等に介護老人保健施設を管理させることの承認を受けようとする者は、介護老人保健施設管理者承認申請書（別記様式第7号）を、承認を受けようとする10日前までに知事に提出するものとする。

（介護老人保健施設の広告事項の許可申請）

第10条 介護老人保健施設に係る広告について、特に許可を受けようとする者は、介護老人保健施設広告事項許可申請書（別記様式第8号）を、許可を受けようとする10日前までに、知事に提出するものとする。

（介護医療院の開設許可事項の変更）

第11条 介護医療院の敷地の面積及び平面図等の変更の許可を受けようとする者は、介護医療院開設許可事項変更許可申請書（別記様式第6号）を、許可を受けようとする30日前までに、知事に提出するものとする。

（介護医療院の管理者の承認申請）

第12条 医師等に介護医療院を管理させることの承認を受けようとする者は、介護医療院管理者承認申請書（別記様式第7号）を、承認を受けようとする10日前までに、知事に提出するものとする。

（介護医療院の広告事項の許可申請）

第13条 介護医療院に係る広告について、特に許可を受けようとする者は、介護医療院広告事項許可申請書（別記様式第8号）を、許可を受けようとする10日前までに、知

事に提出するものとする。

(指定等の更新の申請)

第14条 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の指定等の更新を申請しようとする者は、指定（許可）更新申請書（別記様式第10号）及び書類を、現に受けている指定の有効期間の満了の日の30日前までに、知事に提出するものとする。

(業務管理体制の整備等に関する事項の届出)

第15条 指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設の開設者が、業務管理体制の整備した旨を届出しようとしたときは、業務管理体制整備（区分変更）届出書（別記様式第14号）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

2 指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設の名称又は氏名等が変更されたときは、業務管理体制変更届（別記様式第15号）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

3 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、前2項の規定によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。